

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十六号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設
 - 第一節 人員に関する基準（第五条）
 - 第二節 設備に関する基準（第六条）
 - 第三節 運営に関する基準（第七条―第五十二条）
- 第三章 指定医療型障害児入所施設
 - 第一節 人員に関する基準（第五十三条）
 - 第二節 設備に関する基準（第五十四条）
 - 第三節 運営に関する基準（第五十五条―第五十八条）
- 第四章 雑則（第五十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号並びに第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち福祉型障害児入所施設であるものをいう。

二 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち医療型障害児入所施設であるものをいう。

三 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

四 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

五 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対し指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対し適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十七条において「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で

定める者)

第四条 法第二十四条の九第二項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)
において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

第一節 人員に関する基準

第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医 一人以上

二 看護師 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十で除して得た数以上

ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一人以上

三 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。))第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士 次のとおりとすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数

(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上(三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上)

(2) 主として盲児(強度の弱視児を含む。以下同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)(以下「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上(三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を三・五で除して得た数

ロ 児童指導員 一人以上

ハ 保育士 一人以上

四 栄養士 一人以上

五 調理員 一人以上

六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準条例第七十条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 一人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設には医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う指定福祉型障害児入所施設には心理指導担当職員を、職業指導を行う指定福祉型障害児入所施設には職業指導員を置かなければならない。

3 前二項（第一項第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二節 設備に関する基準

第六条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、三十人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）

二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示その他の身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外

訓練場並びに浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備

3 第一項の居室の基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、四人以下とすること。

二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。

三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

5 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項及び第二項に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準条例第九条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者から指定入所支援の利用の申込みがあったときは、当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該入所給付決定保護者に対し、第三十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該入所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該指定入所支援の提供の開始について、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（提供拒否の禁止）

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んではない。ならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用の申込みがあった場合において、当該利用の申込みをした者に係る障害児が入院治療を必要とするときその他当該利用の申込みをした者に係る障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難であると認めるときは、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の利用の申込みがあった場合は、入所受給者証により、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめるものとする。

(障害児入所給付費の支給の申請に係る援助)

第十二条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかにその旨を当該入所給付決定保護者に係る入所給付決定を行った都道府県（以下「入所給付決定都道府県」という。）に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「入所受給者証記載事項」という。）を、当該入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく入所給付決定都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに入所給付決定都道府県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該指定入所支援の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、指定入所支援を提供し

たことについて、当該入所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設が、指定入所支援を提供する入所給付決定保護者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であつて、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該入所給付決定保護者に対し、当該金銭の使途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第十八条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、当該入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項に定めるもののほか、当該入所給付決定保護者から、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定福祉型障害児入所施設は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該入所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、

知事が別に定めるところによるものとする。

(入所利用者負担額に係る管理)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（以下「入所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、当該入所利用者負担額合計額について、入所給付決定都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により障害児入所給付費の支給を受けた場合は、当該入所給付決定保護者に当該障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第十八条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(指定入所支援の取扱方針)

第二十一条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第二十二条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に、入所支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、前項に規定する入所支援計画の作成（以下「入所支援計画の作成」という。）に当たっては、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達に関し、適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを、入所給付決定保護者及び障害児に面接して

行わなければならない。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を定めた入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の入所支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し当該入所支援計画について説明し、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成をした際には、当該入所給付決定保護者に対し当該入所支援計画を記載した書面を交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成をした後、当該入所支援計画の実施状況の把握（当該障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上当該入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の入所支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第二十三条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第二十五条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（検討等）

第二十四条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一

項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第二十五条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該障害児又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営むために必要な習慣を確立し、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常に一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第二十七条 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十八条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同

意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している障害児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っている時に当該障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る知事が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、次に定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「当該障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

- 二 当該障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 当該障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、当該障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。

(入所給付決定保護者に関する入所給付決定都道府県への通知)

第三十三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為により障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を入所給付決定都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理等)

第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十一条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 主として入所させる障害児の障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し適切な指定入所支援を提供することができるよう、その従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者により指定入所支援を提供しなければならない

い。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定福祉型障害児入所施設の周辺の地域の環境、障害児の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における障害児の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、障害児の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、障害児等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び障害児の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきししなければならない。

(協力医療機関等)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の当該指定福祉型障害児入所施設を利用しようとする者のサービスの選

扱に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第四十二条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第四十五条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対し障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が適切かつ円滑に当該入所をすることができるよう、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）が障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等に障害児又はその家族を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第四十八条 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情（以下「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定により知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

- 5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第四十九条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、入所給付決定都道府県、当該障害児の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、第一項に規定する場合であつて、当該障害児の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第五十一条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十二条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 入所支援計画に係る記録
- 二 第十六条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の記録
- 三 第三十三条に規定する入所給付決定都道府県への通知に係る記録
- 四 第四十二条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 第四十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第五十条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第三章 指定医療型障害児入所施設

第一節 人員に関する基準

第五十三条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数

二 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数 次に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数

- (1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上
- (2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

ロ 児童指導員 一人以上

ハ 保育士 一人以上

三 心理指導を担当する職員(主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。) 一人以上

四 理学療法士又は作業療法士(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。) 一人以上

五 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童を入所させるものに限る。）において職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 第一項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合には、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二節 設備に関する基準

第五十四条 指定医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
- 二 訓練室及び浴室を有すること。

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室
- 二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸その他の作業を指導するために必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備。ただし、他に適当な設備がある場合は、義肢装具を製作する設備を設けないことができる。
- 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
- 4 第一項各号及び第二項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第二号及び第二項各号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合には、指定障害福祉サービス基準条例第五十四条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

(入所利用者負担額の受領)

第五十五条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、当該入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、当該入所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項に定めるもののほか、当該入所給付決定保護者から指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該入所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第五十六条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、当該入所給付決定保護者に当該障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第五十七条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させるものを除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第五十八条 第七条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第三十九条まで、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条第一項、第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の

規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十七条第二項中「次条」とあるのは「第五十五条」と、第三十条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十三条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第四十一条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十七条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(規則への委任)

第五十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

第二条 平成二十三年六月十七日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（同法第四十二条に規定する知的障害児施設であるものに限る。）であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条の規定による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）についての第六条第三項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同項第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とし、同項第三号の規定は適用しない。

(障害福祉課)